

地域部活動実施要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 学校部活動を行わないときに限り、地域部活動指導員による部活動指導（地域部活動）を実施し、持続可能な部活動の実現に向けた体制を整備する。

(登録及び任用)

第2条 地域部活動を指導する地域部活動指導員は、登録制とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 教育現場にふさわしい人格と意識をもっている者
- (2) 部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的指導のできる者
- (3) 20歳以上の者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 成年被後見人及び準成年被後見人
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 防府市において懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項の規定により登録した者の中から、適任者と認めた者について、教育長が任用する。

(指導内容)

第3条 地域部活動指導員の指導内容は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、教育委員会の監督の下に行う次に掲げる事項とする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 休日の部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成（平日に行う学校部活動との連携を図るため、地域部活動指導員は学校部活動顧問等と連携して作成する。）
- (8) 生徒指導に係る対応（問題発生時は、地域部活動指導員は教育委員会、学校部活動顧問等と連携して対応する。）
- (9) 事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者、学校部活動顧問への連絡等を行い、組織的に対応する。）
- (10) 報酬、交通費の支払いに関する事務及び、その他教育長が特に必要と認める事務

（任期）

第4条 地域部活動指導員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（服務）

第5条 地域部活動指導員は、この要綱を厳守し、教育委員会の指導監督を受け、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

- 2 地域部活動指導員は、信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 地域部活動指導員は、指導する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期を終えた後も同様とする。

（報償費）

第6条 報償費は、時間単位で定めるものとし、勤務実績に基づき月単位で支給する。

- 2 報償費は、翌月25日に支給する。
- 3 1時間当たりの報償費は900円、1日当たり最大3時間の活動とする。
- 4 交通費は、距離に応じ、別表1のとおり支給する。ただし、別表1にない地域の交通費については、その都度計算する。
- 5 大会主催者が地域部活動として参加することを認めている大会に参加する

場合に限り、距離に応じ、別表1のとおり交通費を支給する。ただし、別表1にない地域の交通費については、その都度計算する。

(解任)

第7条 地域部活動指導員は、次のいずれかに該当する場合は解任することができる。

- (1) 重要な経歴を偽る、その他不正な手段によって任用された場合
- (2) 不正な行為又は重大な過失があった場合
- (3) 心身の障害により、部活動指導の遂行に耐えられないと認められる場合
- (4) この要綱に違反した場合
- (5) 前4号に規定する場合のほか、地域部活動指導員に必要な適性を欠くと認める場合

(研修)

第8条 地域部活動指導員は、次に掲げる事項に関して、年間2回の研修を受けるものとする。

- (1) 地域部活動の主旨と教育的意義
- (2) 各部の活動の目標や方針の熟知
- (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと
- (4) 安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと
- (5) 生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること

(練習時間等の設定)

第9条 地域部活動指導員は、教育委員会が示した「休養日等の設定基準」を踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

出張地域 在勤公署の 所在地域	本庁	華城	牟礼	向島	右田・ 玉祖	中関	西浦	富海	大道	小野
本庁			三五〇 円	三五〇 円	三五〇 円	三五〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円	四五〇 円
華城			四〇〇 円	三五〇 円	三五〇 円	三五〇 円	三五〇 円	四五〇 円	四〇〇 円	四五〇 円
牟礼	三五〇 円	四〇〇 円		四〇〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円	四五〇 円	三五〇 円	四五〇 円	四五〇 円
向島	三五〇 円	三五〇 円	四〇〇 円		四〇〇 円	三五〇 円	四〇〇 円	四五〇 円	五五〇 円	五五〇 円
右田・玉祖	三五〇 円	三五〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円		四〇〇 円	四〇〇 円	四五〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円
中関	三五〇 円	三五〇 円	四〇〇 円	三五〇 円	四〇〇 円		三五〇 円	四五〇 円	四五〇 円	五五〇 円
西浦	四〇〇 円	三五〇 円	四五〇 円	四〇〇 円	四〇〇 円	三五〇 円		五五〇 円	四五〇 円	五五〇 円
富海	四〇〇 円	四五〇 円	三五〇 円	四五〇 円	四五〇 円	四五〇 円	五五〇 円		五五〇 円	五五〇 円
大道	四〇〇 円	四〇〇 円	四五〇 円	五五〇 円	四〇〇 円	四五〇 円	四五〇 円	五五〇 円		五五〇 円
小野	四五〇 円	四五〇 円	四五〇 円	五五〇 円	四〇〇 円	五五〇 円	五五〇 円	五五〇 円	五五〇 円	